

共済組合 支部 横印

共済組合事務担当者名

退職届

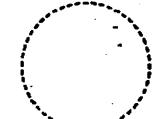
組合本部受付印



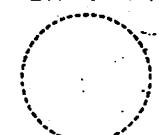
組合支部受付印



組合所属所受付印



連合会受付印



組合名	裁判所	共済組合 C 1 3	支部名	東京 支部 所属所 1 1 0
			1 2 3 1 3	
長期組合員番号	7 8 9 10 11 12 13 14 15	組合員氏名 (上欄フリガナ)	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35	
	36 37 38 39 40 41 42		43	44 45 46 47 48 49 50
生年月日	性別	資格取得年月日	資格喪失年月日	元年月日
				男女 1 2
既決定番号			基盤年会員号(個人番号)	

【住所変更ありの場合】

記号 共通ヘッド	コード番号 組合 支部等	長期組合員番号															郵便番号 (7桁)	カナ (S01)	19 20 21 22 23 24 25													
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57																														
(都道府県 から郡、 市、区ま で)																	漢字 (C01)	都道府県														
																		カナ (S02)	19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50													
(町、村、 番地)																	カナ (S03)	漢字 (C02)														
																		カナ (S04)	19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50													
(様方、マ シン名、号 室等)																	漢字 (C03)	カナ (S05)														
																		カナ (S06)	19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50													

国家公務員共済組合法施行規則第87条の2の規定により届け出ます。

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

令和 年 月 日

丁

組合員であった方

住 所

又は 届出者

氏 名

(印)

(注)裏面の「記入上の注意」をご参照ください。

(連絡先電話番号)

- - - - -

「記入上の注意」

1. この退職届は、長期組合員の資格を喪失した時にご提出いただくものです。そのため、お勤め先(各省庁など)が変わっても引き続いて長期組合員である場合には、ご提出いただく必要はありません。
また、退職時に老齢厚生年金の受給権がある場合は、この退職届を提出していただくのではなく、老齢厚生年金の請求を行ってください。
2. 「組合員氏名」欄のフリガナは、上欄にカナ文字で左端から記入し、姓と名の間は1マスあけ、濁点(‘)、半濁点(‘)も1マスを用いてください。(退職時の氏名を記入してください。)
3. 「生年月日」欄、「資格取得年月日」欄及び「資格喪失年月日」欄の「元」欄は、昭和の場合は「3」を、平成の場合は「4」を、令和の場合は「5」を記入してください。
4. 「資格取得年月日」欄は、今回の退職に引続いた期間の始期を記入してください。
5. 「資格喪失年月日」欄は、退職年月日の翌日を記入してください。
6. 「既決定番号」欄は、過去に退職した期間ごとに、それぞれ記入してください。
7. 退職後の住所変更がある場合には、G記号欄に必要事項(組合・支部等コード、漢字住所、カナ住所)を記入してください。
8. 住所の変更がない場合には、提出時住所を「組合員であった方又は届出者」の住所欄に記入してください。
9. 退職届に記入した氏名又は住所に異動があった場合には、国家公務員共済組合連合会に届出が必要です。
届出用紙はKKR年金相談ダイヤルにお電話いただくか、連合会のホームページで取得することができます。

年金相談ダイヤル番号 0570-080-556(ナビダイヤル)

0570におかけになれない場合は03-3265-8155(一般電話)

連合会ホームページ https://www.kkr.or.jp/nenkin/kumaijin_taishoku/pdf/179_juhon.pdf

注:転居等の場合は、郵便物の受取ができるよう郵便局への転送手続きを必ずお願いいたします。